

5 説明事項

北広島市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画の概要について

平成26年7月

1 現在の計画について

障がいのある方を支援するための計画には、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画（者計画）」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（者なし計画）」があります。

障害者基本法は、障がいある方の権利や支援方法についての基本的理念を定めた法律であり、それに基づき策定される障がい者福祉計画は、「障がいのある方にやさしい生活環境を整える」「障がい福祉サービスを充実させる」等、支援にあたっての基本的な方向性を定めた計画になります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）は、障害者基本法の理念に基づき、具体的な支援策について定めた法律であり、障がい福祉計画は、障がい福祉サービスについての必要な量の見込み（具体的な数値目標）や、それを確保するための方策等を定めた計画になります。また、この障がい福祉計画は、3年を1期として計画期間を定めることとされています。

北広島市の現在の計画は、平成23年度に見直しを行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間として、障がい者福祉計画及び第3期障がい福祉計画を一体的に策定し、この計画に基づき様々な施策を実施しています。

～現計画の施策体系～

基本メッセージ

「ともに生きようともに暮らしていくために」

基本理念

- (1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 一元化された制度のもとでの障がい福祉サービスの推進
- (3) 新たな課題に対応した障がい福祉サービスの推進

基本方針

- (1) 地域生活支援体制の充実
- (2) 地域生活への移行促進
- (3) 就労支援の充実

2 次期計画策定の基本的な考え方

< 障がい者福祉計画について >

現計画については、「障がい者福祉計画」の法的根拠となる障害者基本法が平成23年に一部改正されており、これらの改正内容を踏まえた計画となっています。

次期計画の策定にあたっては、現計画の考え方を踏襲しつつ、現計画期間に行われた障がい者施策の改正や、制度改革の動きなどを整理し、北広島市の次期計画を策定していくこととします。

< 障がい福祉計画について >

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法の規定により、国が定める基本指針()に基づき、障がい福祉サービスの数値目標など具体的支援策を策定(計画期間：平成27年度～平成29年度の3ヶ年間)することとされています。

- 次期計画に係る国が定める基本指針の主な内容(市町村関係分のみ抜粋)
- 【計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入】
 - ・「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の間評価、評価結果の公表等
 - 【個別施策分野：成果目標に関する事項】
 - ・福祉施設から地域移行への移行促進(継続)
 - ・地域生活支援拠点等の整備(新規)
 - ・福祉施設から一般就労への移行促進(整理・拡充)
 - 【個別施策分野：その他】
 - ・障がい児支援体制の整備(新規)
 - ・計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

次期計画の策定にあたっては、現計画で策定した施策や数値目標・障がい福祉サービス等の見込量等について、その実績の分析・評価を行い、国が定める基本指針との調和を図りながら、北広島市の次期計画を策定していくこととします。

< 北広島市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画について >

前述した、障がい者福祉計画、障がい福祉計画策定の基本的な考え方に基づき、計画期間を平成27年度から平成29年度の3ヶ年とし一体的に策定していくこととします。

3 北広島市の各計画策定期間の状況及び今後の予定

年 度												
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
障がい者計画 20年度に見直し												
第1期障がい福祉計画					障がい者計画・ 第2期障がい福祉計画		障がい者計画・ 第3期障がい福祉計画		障がい者計画・ 第4期障がい福祉計画			

4 次期計画策定の主な作業内容

障がい者施策の改正や、制度改革の動きなどを整理し、保健福祉計画検討委員会（専門部会）で十分に議論し計画に反映させます。

北広島市民（障がい福祉サービス利用者など）の意見を聴取し、計画に反映させるためアンケート調査を実施します。

国が定める第4期障がい福祉計画に係る基本方針に沿い、障がい福祉サービス等の数値目標と見込量について、これまでの実績や地域の実情を考慮しながら、新たに成果目標と活動指標に整理したうえで、平成29年度末までの目標を設定します。

障害者総合支援法の規定に基づき、「北広島市障がい者自立支援協議会」に計画に対する意見等の聴取を行います。

5 次期計画策定に係るスケジュール（予定）

日時	会議等	主な内容
平成 26 年 7 月 31 日	第 1 回 保健福祉計画検討委員会	
	第 1 回 障がい福祉部会	アンケート調査の実施について
8 月 15 日		アンケート発送
9 月 3 日		アンケート回収期限
9 月下旬	第 2 回 障がい福祉部会	アンケート調査集計結果報告 現計画の施策評価
10 月中旬	第 3 回 障がい福祉部会	計画素案の検討
10 月下旬	第 4 回 障がい福祉部会	計画素案の検討
11 月下旬	第 2 回 保健福祉計画検討委員会	
	第 5 回 障がい福祉部会	計画素案の確定
12 月 15 日		計画素案に係るパブリックコメント募集開始
平成 27 年 1 月 15 日		パブリックコメント募集終了
2 月中旬	第 3 回 保健福祉計画検討委員会	計画案の確定
	第 6 回 障がい福祉部会	
3 月下旬		計画の策定

網掛部分は、進捗状況等によって開催の有無や時期等が変更となる場合があります。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるもの。
- 第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、昨年11月から社会保障審議会障害者部会において議論し、見直しの方向性等について了承を得たところ。
- パブリックコメント実施を経て、5月15日に基本指針を告示。今後（平成26年度中）、自治体において障害福祉計画を策定。

基本指針の見直しの主なポイント

(1) 計画の作成プロセス等に関する事項

OPDCAサイクルの導入（新規）

- ・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

(2) 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

②精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。（平成21年から23年の平均58.4%）
- ・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。（平成21年から23年の平均87.7%）
- ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。

③地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

④福祉から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）

(3) その他の事項

○障害児支援体制の整備（新規）

- ・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

○計画相談の充実、研修の充実等